



最高裁秘書第2182号

平成29年5月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

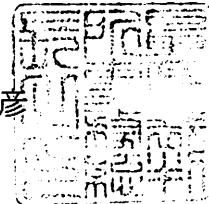
諮問番号 平成29年度（最情） 諒問第16号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年5月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

5月9日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所事務総長室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、4月5日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所において該当文書の探索を行った結果、該当文書の存在が確認できなかったことから、存在しないものとして不開示の判断を行ったものである。

なお、工事が実施されると施工場所の写真が撮影され、報告書等として保存されることがあるが、最高裁判所事務総長室については、同室の写真が添付さ

れた工事の報告書等は存在しなかった。

また、同室は対外的に公開している室ではなく、行事等を公開して実施することもないから、工事以外に、職務上、同室の写真が撮影される機会はない。

したがって、同室の写真を最高裁判所が保有していないことは相当であると考えられる。

よって、原判断は相当である。